

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
〃	八	通常最大	通常最大	〃
〃	九、六	〃	〃	〃
三	八・六	〃	〃	〃
一〇	二〇	〃	〃	〃
一	一四	〃	〃	〃
九	二三	〃	〃	〃
一	一・八	〃	〃	一・八
一	二	〃	〃	〃
三	五	〃	〃	〃
〇・五	一	〃	〃	〃
一・五	三	〃	〃	〃
一六、〇〇〇	三三〇、七六六	〃	〃	〃
二四、〇〇〇	三四六、七七四	〃	〃	〃

処理後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

山口県告示第四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十四年十一月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 保安林予定森林の所在場所

- 下関市豊北町大字粟野字横畑一六六四、一六六五、三九九九
- 長門市日置中字狩首二七五の一、二七五の二
- 美祢市豊田前町保々字南畑二二六第四、二二六の五、字瀬畑四九一の一、四九一の二、四九二、字大平四九四（次の図に示す部分に限る。）、伊佐町伊佐字向山一八三七、一八三八、一八四三、一八四六、字鳴滝二九八、五三二二、五三二三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
美祢市豊田前町保々字南畑二二六の五・字瀬畑四九二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字大平四九四、伊佐町伊佐字向山一八四六・字鳴滝二九八・五三二三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種の次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

一 保安林予定森林の所在場所

- 萩市川上字椿瀬五七四の一（次の図に示す部分に限る。）、字横坂五九八の一、字向山六九九の一（次の図に示す部分に限る。）、字飛石八七六の一、字奥山三三八四の一
- 光市大字立野字岩岳八三七の一
- 美祢市西厚保町原字堤ヶ浴一七三〇、一七三一、一七三二（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
萩市川上字奥山三三三八の一（次の図に示す部分に限る。）、
美祢市西厚保町原字堤ヶ浴一七三〇・一七三一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

- す部分に限る。(一)、一七三三
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。(一)

山口県告示第四百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十四年十一月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

道路の種類 県道
 路線名 江汐公園線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
宇部市大字船木字迫田一八七〇の一 地先から 同市 同大字字丸田二四二四の一 地先まで	最狭 三三・八〇	最狭 三七・〇二		七〇九・〇	
	最狭 三三・八〇			七〇九・五	

山口県告示第四百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年十一月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課

において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 江汐公園線	宇部市大字船木字迫田一八七〇の一 地先から 同市 同大字 同字丸田二四二四の四 七地先まで	平成二十四年十一月十七日

山口県告示第四百五十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、県道中ノ関港線新大崎橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十四年十一月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 県道中ノ関港線新大崎橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）
 - (一) 工事場所 防府市大字植松字五反田から同市大字大崎字津田までの間
 - (二) 工事の概要

構 造	延 長	道 路 幅 員
鋼五径間連続非合成鋼桁形式橋りょう	一三六・七メートル	一〇・五メートル (車道九・五メートル)

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十二年山口県告示第四百二十六号。以下「告示」という。）(一)の(一)の

規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（鋼構造物工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十八パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十四年十一月十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の鋼橋上部工事の数値が千百以上（県内に主たる営業所又は鋼構造物を製作する工場を有する者にあつては、九百以上）であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼橋上部工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県防府土木建築事務所 防府市駅南町一三番四〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十四年十一月十六日から同年十二月十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十四年十二月二十八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県防府土木建築事務所（電話〇八三五―二一三三八五）にすること。

山口県告示第四百六十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十四年十一月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
山陽小野田市大字小野田字入道石一三五の二八	八・〇 一・〇	二八〇・八	二・四〇八・七〇



(五五二) ふぐ処理師試験の実施

ふぐの処理の規制に関する条例（昭和五十六年山口県条例第一号。以下「条例」という。）第十六条の規定により、ふぐ処理師試験を次のとおり実施します。

平成二十四年十一月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 試験の日時及び場所

(一) 学科試験

- 1 日時 平成二十五年二月十三日（水曜日）午前十時から正午まで
- 2 場所 山口市滝町一番一号

山口県庁職員ホール

山口県庁職員ホール

(二) 実技試験

- 1 日時
平成二十五年三月十三日(水曜日)午前九時から
- 2 場所
山口市富田原町一番一八号
財団法人山口県学校給食会

二 受験資格

学科試験にあつては、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(条例附則第四項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。)で、三年以上ふぐの処理の業務に従事したものであること。
実技試験にあつては、学科試験に合格した者であること。

三 受験願書の受付期間

平成二十五年一月四日(金曜日)から同月二十一日(月曜日)まで(郵送の場合)は、一月二十一日までの消印のあるものは、有効とする。()

四 受験願書等の提出先

区 分	提 出 先
県内にふぐの処理の業務に従事する事業所(以下「事業所」といふ)がある者	事業所の所在地を所管する保健所
県内に事業所がない者で、県内に住所があるもの	住所地を所管する保健所
県内に事業所及び住所がない者	山口県環境生活部生活衛生課(山口市滝町一番一八号(郵便番号七五三二八五〇一))

五 提出書類等

- (一) 受験願書
- (二) 履歴書
- (三) 写真(縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)
- (四) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。)
- (五) ふぐ処理業務従事証明書
- (六) ふぐの処理の規制に関する条例施行規則(昭和五十六年山口県規則第五十号)第十一條第四項の規定により学科試験が免除される者にあつては、(四)及び(五)に掲げる

書類に代えて学科試験に合格したことを証する書類
受験手数料
一万五百二十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

- (一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一八号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふぐ処理師試験受験願書等請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十一センチメートル以上のもの)を同封すること。
- (二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(五五三) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年十一月十六日から平成二十五年三月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ホームプラザナフコ防府店家具館
所在地 防府市西仁井令一丁目一七八九の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名

株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 深町 勝義

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 深町 勝義

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年七月一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三、四三〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

二〇台

(二) 駐輪場の収容台数

一〇台

(三) 荷さばき施設の面積

六九平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

二〇立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

株式会社ナフコ

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後九時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後八時まで

八 届出年月日

平成二十四年十月三十一日

(五五四) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年十一月十六日から平成二十五年三月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン南岩国

所在地 岩国市南岩国町一丁目二〇番三〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所

株式会社イズミ

広島市南区京橋町二番二二号

代表者の氏名 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時 午前八時三〇分から午後二〇時三〇分まで	午前八時から午後一〇時三〇分まで

四 届出年月日

平成二十四年九月七日

五 変更年月日

平成二十四年九月八日

(五五五) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年十一月十六日から平成二十五年三月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ゆめタウン柳井
 所在地 柳井市古開作八八三の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二号 山西 泰明
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時 午前八時三〇分から午後九時三〇分まで	午前八時三〇分 午前八時から午後九時三〇分まで

- 四 届出年月日
 平成二十四年九月七日
- 五 変更年月日
 平成二十四年九月八日

(五五六) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十四年十一月十六日から平成二十五年三月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月十六日
 山口県知事 山本 繁太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ゆめタウン新南陽
 所在地 周南市清水二丁目一三八〇の三
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二号 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時 午前八時三〇分から午後一〇時三〇分まで	午前八時三〇分 午前八時から午後一〇時三〇分まで

- 四 届出年月日
 平成二十四年九月七日
- 五 変更年月日
 平成二十四年九月八日

(五五七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年六月五日山口県公告(二五三)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十一月十六日から同年十二月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月十六日
 山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 フジ南岩国店
 所在地 岩国市南岩国町三丁目八〇三番一号
- 二 意見の概要
 特に配慮を求めらるる事項はない。

(五五八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年六月五日山口県公告(二五四)に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十一月十六日から同年十二月十七日までの間、山口県商工

労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジ柳井店

所在地 柳井市大字柳井四六八七の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五五九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十四年六月五日山口県公告(二五五)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年十一月十六日から同年十二月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年十一月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジ新南陽店

所在地 周南市政所二丁目二番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。



山口県選挙管理委員会告示第百五号

平成二十四年七月二十九日執行の山口県知事選挙において、各候補者の出納責任者から提出された選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

平成二十四年十一月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 頭

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成24年7月29日執行山口県知事選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 32,645,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	飯田 哲也	所属党派	無所属	期 間 平成24年9月29日から 同年10月2日まで
出納責任者氏名	堀内 恵美			

発行所
山口市知事庁

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	家屋費	選挙事務所費
その他の寄附	0件	0	通信費		208,927
その他の収入		169,693	交通費		0
今回計		169,693	印刷費		0
前回計		10,734,652	広告費		0
総計		10,904,345	文具費		0
			食糧費		0
			休泊費		0
			雑費		0
			今回計		208,927
			前回計		12,907,542
			総計		13,116,469

報告書受理年月日	平成24年10月2日	第3回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	飯田 哲也	所属党派	無所属	収入又は支出の年月日 平成24年10月26日
出納責任者氏名	堀内 恵美			

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額) 円	人件費	家屋費	選挙事務所費
その他の寄附	0件	0	通信費		0
その他の収入		15,839	交通費		0
今回計		15,839	印刷費		0
前回計		10,904,345	広告費		0
総計		10,920,184	文具費		0
			食糧費		0
			休泊費		0
			雑費		15,839
			今回計		15,839
			前回計		13,116,469
			総計		13,132,308

報告書受理年月日	平成24年10月26日	第4回報告分
----------	-------------	--------